

府共第1290号  
令和7年12月10日

各都道府県知事 殿

内閣府男女共同参画局長  
( 公印省略 )

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の公布について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第84号。以下「改正法」という。）については、本年12月3日に国会で可決・成立し、本日公布されたところである。改正の趣旨及び概要は下記のとおりであり、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いする。

改正法は、令和7年12月30日から施行することとしている。今後、必要な下位法令の整備等を行い、その内容について別途通知する予定である。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

### 記

#### 第1 改正の趣旨

最近における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、裁判所が発する命令により禁止される行為として、紛失時における発見のために用いられる識別情報を送信する機能を有する装置の位置情報を、当該装置を所持する被害者の承諾を得ないで取得する行為等を追加する。

※ 接近禁止命令等（被害者への電話等禁止命令・被害者の同居の子への電話等禁止命令）の禁止行為として、いわゆる「紛失防止タグ」を用いた位置情報の無承諾取得等を追加するもの。

#### 第2 改正の概要

##### 1 接近禁止命令等における禁止行為の追加

（1）接近禁止命令等における禁止行為として、被害者の承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、

当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報をを利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下（1）及び（2）において同じ。）

（（2）に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得することを追加する。（第十条第二項第十号関係）

（2）接近禁止命令等における禁止行為として、被害者の承諾を得ないで、その所持する物に位置特定用識別情報送信装置を取り付けること、位置特定用識別情報送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置特定用識別情報送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすることを追加する。

（第十条第二項第十一号関係）

2 その他

その他規定の整備をする。

3 この法律は、令和7年12月30日から施行する。

以上